

海津市雇用奨励金 Q&A

質問1. 海津市雇用奨励金（以下「奨励金」といいます。）はどんな制度ですか。

A 就業機会の拡大や定住促進、企業の人材確保を支援する目的で、市内に在住する29歳以下の方または子育て世代（未就学児または大学等に在学する22歳以下の子がいる世帯の親）の方を雇用した市内事業者を対象に、奨励金を支給する海津市独自の制度です。

若年層雇用奨励金と子育て世代雇用奨励金の2種類があります。

若年層雇用奨励金……29歳以下の方を正規雇用従業員※1として雇用した場合

子育て世代雇用奨励金…子育て世代の方を正規雇用従業員もしくはパートタイム労働者※2として雇用した場合

※1 正規雇用従業員は、雇用期間の定めがなく、正社員、正職員と位置付けられた雇用であり、1週間の所定労働時間を30時間以上とする労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者として雇用された人のことを言います。

※2 パートタイム労働者は、雇用期間の定めがなく、1週間の所定労働時間を20時間以上とする労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者として雇用された人のことを言います。

質問2. 申請期限はいつまでですか。

A 令和7年度分は令和8年3月31日までです。ただし、期限前であっても、予算に達し次第受付を終了します。

なお、申請に必要な書類が不足している場合は受付できませんのでご注意ください。

質問3. 申請書類はどこで入手できますか。

A 市のホームページからダウンロードするか、商工振興・企業誘致課で配布しています。

市ホームページ「若者や子育て世代を雇用する企業への補助金制度のお知らせ」

(<https://www.city.kaizu.lg.jp/shisei/00000002648.html>)



質問4. オンラインで申請できますか。

A オンライン申請には対応していません。

質問5. 申請書はどのように提出すればいいですか。

A 商工振興・企業誘致課窓口へ直接ご提出ください。支所への提出、郵送での提出は不可です。

質問6. 29歳以下の従業員と子育て世代の従業員をまとめて申請できますか。

A いいえ。若年層雇用奨励金と子育て世代雇用奨励金に分けて申請してください。

質問7. 海津市雇用奨励金交付請求書（様式第5号）に記入する口座情報は、申請者名義以外のものでもいいですか。

A いいえ。必ず申請者名義の口座としてください。法人の場合は当該法人名義の口座、個人事業主の場合は当該申請者本人名義の口座を記入してください。

質問8. 奨励金が支払われるまでにどれくらいの日数がかかりますか。

A 奨励金の交付決定を受けた後、海津市雇用奨励金交付請求書（様式第5号）により市に奨励金をご請求ください。この請求書を受理してからお支払いまでを1か月程度かかる予定です。交付決定後は速やかに上記請求書を商工振興・企業誘致課へご提出ください。

質問9. 奨励金は課税対象になりますか。

A 事業所得等に区分されるものですので、所得税等の課税対象になります。



裏面もご確認ください

質問10. 事業規模(資本金の額や従業員の数)に関係なく対象となりますか。

A 中小企業基本法上の中小企業者（個人事業者を含む）が対象となります（下表参照）。ただし、法人は、会社法に定める株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社または合同会社のみ対象となり、これら以外の法人はすべて対象外です。

業種	中小企業基本法による中小企業者の定義	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3 億円以下の会社	300 人以下の会社および個人
卸売業	1 億円以下の会社	100 人以下の会社および個人
小売業	5 千万円以下の会社	50 人以下の会社および個人
サービス業	5 千万円以下の会社	100 人以下の会社および個人

質問11. 奨励金の交付対象にならないケースを教えてください。

A 以下のどれか一つでも当てはまる場合は、交付対象になりません。

- ・海津市暴力団排除条例に規定する暴力団や暴力団員であるまたはこれらと関係がある。
- ・風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律により規制される業種およびこれに類する業種または消費者に著しく不利益を与えると認められる事業を営んでいる。
- ・会社更生法に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを行った（更生計画の認可が決定され、または再生計画の認可の決定が確定された者を除く）。
- ・会社法に基づく清算の開始または破産法に基づく破産手続開始の申立てを行った。
- ・上記のほか、市長が適当でないと認めた者。

質問12. 奨励金の対象となる従業員は、どのように選択するのですか。

A 対象従業員雇用証明書（様式第3号）に記載した従業員の中から、自由に最大3人まで選択することができます。

質問13. 令和7年2月から雇用している従業員がいます。対象になりますか。

A **令和6年度に申請をしていない場合、対象になりません。**

質問14. 対象となる従業員には、外国人も含まれますか。

A はい。ただし、外国人である場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格がある方に限ります。

質問15. 対象従業員雇用証明書に5人まで記載できる理由は何ですか。

A 4人、5人と記載していれば、万が一、記載した従業員の中で対象従業員となる要件を満たさない人（例：市外に転出した、市外の事業所勤務になった、パート・アルバイトになった、退職者等）が出た場合でも、奨励金の対象となる人数を減らす可能性を低くできます。

質問16. 2回目以降の交付申請（1年以上継続雇用した時、2年以上継続雇用した時）において、奨励金の対象とする従業員はどのように選択しますか。

A 2回目以降における奨励金の対象とする従業員は、初回に提出した対象従業員雇用証明書に記載のある従業員のうち、1年以上継続雇用した従業員または2年以上継続雇用した従業員とします。ただし、対象従業員となる要件を満たさない人は選択できません。申請時には、対象従業員となる要件を満たす従業員なのか、確認の上ご申請ください。（対象従業員となる要件は、対象従業員雇用証明書の裏面に記載があります。）

質問17. 対象従業員を後から追加したり、記載のない従業員と入れ替えたりすることはできますか。

A 申請後に対象従業員を入れ替えたり追加したりすることはできません。

質問18. 奨励金の交付申請をした結果、不交付となりました。その後、交付要件を満たすことができましたのですが、再度申請することはできますか。

A 交付申請は、1年度につき1事業者1回限りであるため、再度申請はできません。